

金取引約款

第1条 (規約の趣旨)

1. この規約（以下「本規約」といいます。）は、お客様と日本クラウド証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間における金地金の売買取引及びその委託（以下、「金取引」といいます。）に係るお客様と当社の権利義務を明確にすることを目的とします。
2. この規定に定めのない事項については、「クラウドバンク利用規約」その他の規約又は約款により取り扱うものとします。

第2条 (リスクおよび自己責任の確認)

お客様は、金取引がリスクを伴う取引であることを理解し、自らの責任と判断において取引するものとします。また次の各号に掲げるリスク等を十分に理解した上で、お客様の判断と責任において金取引を行うものとします。

- (1) 金取引には、取引対象となる金地金価格の変動により元本欠損のおそれがあること。
- (2) 金取引には、天変地異、政治・経済情勢の変化および各国政府の金取引への規制等による影響を受けるリスクがあること、また、かかるリスクが顕在化した場合、当社の提供する金取引にかかるサービスの全部又は一部が変更、中止、または停止されるリスクがあること。
- (3) 通信回線、通信機器及びコンピューターシステム機器の障害、瑕疵もしくは第三者の妨害による情報伝達の遅延、不能又は誤作動等が生じた場合等、不測の事態による取引の制限が生じるリスクがあること
- (4) 金地金には購入価格と売却価格の差（スプレッド）があること、また、金地金を新規に買付けた際には、金地金の価格が変動しなかったとしても、スプレッド分だけ評価損が生じること。また、スプレッドは固定されるものではなく、需給バランスや、政治・経済情勢の変化にともない、当社の任意で変更すること。
- (5) 金取引に含まれるリスクとして上記に掲げられたものは一般的なものであり、リスクとして全てを網羅しているわけではないこと

第3条 (取引商品)

1. 金取引において取扱う金地金は、当社が定めるものとします。また、お客様は、当社が取扱う金地金について、当社が必要と認める場合、その取引条件の変更や取扱い停止等の措置が講じられることに予め同意するものとします。
2. 当社が取扱う金地金及びその品質は、次の通りとします。

- (1) 金 純度 99.99%以上の金地金（大阪取引所またはロンドン貴金属市場協会が認定した国内ブランド）

第4条 （金取引の開始）

1. お客様は次に掲げる要件のすべてに該当する場合に、金取引の開始の申込みを行うことができるものとします。
 - (1) 既に当社の約款・規定に基づくクラウドファンディング口座を開設していること。
 - (2) 本規約及びその他の規約等を読み、これに同意していること。
 - (3) 金取引の特徴、仕組み及びリスクについて十分理解していること。
 - (4) 自己の判断と責任において、自己のために自己の資金で取引を行うものであること。
 - (5) 当社が電話及び電子メールにて速やかに連絡を取れるものであること。
 - (6) 電磁的方法による書面の授受に同意していること。
 - (7) 前各号のほか当社が定める要件を満たしていること。
2. お客様は、当社所定の方法により前項の申込みを行い、当社がこれを承諾した場合に、金取引を行うことができるものとします。

第5条 （手数料・費用）

1. 当社は、お客様が金取引に係るサービスの提供を受けるに際し、当社所定の管理料を徴収することがあります。
2. 当社が提示する購入価格と売却価格の差（スプレッド）があり、当該価格差はお客様の費用となります。
3. お客様は、当社との間で行う金取引に関し、当社所定の手数料を支払うものとします。
4. 当社は、お客様が金取引において買付けを行った金地金を保管することに関し、当社所定の保管料を徴収することがあります。
5. 前各項（第2項を除きます。）に定める費用には、消費税その他の公租公課を含むものとします。

第6条 （附帯サービス）

1. 当社は、お客様に次のサービスを提供するものとします。
 - (1) 金地金の現物の保管
 - (2) 金地金の価格にかかる情報提供
2. 当社は前項2号のサービスについて手数料を設定することができるものとし、この場合、お客様は当社に所定の手数料を支払うものとします。

第7条 (注文受付日及び受付時間)

1. 金取引にかかる注文の受付日及び受付時間は、当社が定めるものとします。
2. 当社は前項にかかわらず、臨時的な取引の実施、または急な取引停止をすることができるものとします。
3. 前項の場合、当社は、速やかに、当社が適当と判断する方法でお客様にその旨を通知するものとします。

第8条 (価格提示)

当社は、毎営業日の当社所定時刻に、商品ごとに購入価格及び売却価格を提示するものとし、お客様が買付けを行う際には購入価格を、売付を行う場合には売却価格をそれぞれ適用するものとします。

第9条 (取引の種類)

1. お客様は、次の方法により金地金の買付けを行うことができるものとします。
 - (1) スポット購入取引
お客様が、その都度買付代金を指定して、当社が提示する購入価格により買付けを行うことを申し込む取引
 - (2) 定額積立取引
お客様が、当月の定額積立取引における買付代金（手数料及び消費税を含みます。以下同じ。）として前々月の所定の日時まで当社に申し込んだ金額に応じ、第14条に基づく積立停止または第16条2項のサービスの利用を制限されるまで、当月の毎営業日に一定額を、各営業日当社が提示する購入価格により継続的に買付けを行う取引
2. お客様は、次の方法により金地金の売付を行うことができるものとします。

スポット売却取引

お客様が、その都度売付代金を指定して、当社が提示する売却価格により売付を行うことを申し込む取引
3. お客様は、クラウドファンディング口座の預り現金残高及び金地金の預り残高の範囲内で、それぞれ第1項第1号及び第2項の取引を行うことができるものとします。
4. 当社は、スポット購入取引・スポット売却取引におけるお客様全体の1日当たりの取引量の上限、及びお客様ごとに1回または1日当たりの取引量の上限を別途定めることができるものとします。
5. 第1項及び第2項の取引における金額または重量の端数は、当社所定の方法により取扱うものとします。

第10条 （受渡し）

1. お客様が金地金の買付けを行った場合、当社は、注文日の原則2営業日後に、買付代金についてクラウドファンディング口座の預り現金残高から差し引き、金地金の預り残高を増加させるものとし、この方法により金地金をお客様に受渡します。ただし、多数のお客様からのお申込みが短期間に集中した場合等には、受渡しの実行が遅延することがあります。なお、当社は、受渡しの実行が遅延したことにより生じたお客様の損害又は費用については、その責を負いません。
2. 前項にかかわらず、前条第1項第2号に規定する定額積立取引において、当社は、当月の定額積立取引における買付代金を前月の所定の期日にお客様が登録した金融機関口座から引き落とし、当月の毎営業日に買付けを行う金地金については、買付けを行う当日中に金地金をお客様に受渡し、金地金の預り残高を増加させるものとし、
3. お客様が当社で買付けした金地金の所有権は前2項に定める金地金の受渡を行ったときに所有権がお客様に移転するものとし、
4. お客様が金地金の売付を行った場合、当社は、注文日の原則2営業日後に、売付代金についてはクラウドファンディング口座の預り現金残高を増加させ、金地金の預り残高を差し引くものとし、

第11条 （特定保管）

1. お客様は、当社で買付けした金地金について、当社の保管サービスを利用するものとし、当社はお客様より預かった金地金を、当社の指定する業者（以下、「保管委託先業者」といいます。）にて混合寄託の方法により保管・管理します。お客様が買付けされた金地金は、「特定保管」の対象となります。「特定保管」とは、お客様の金地金を当社および保管委託先業者の所有する金地金とは明確に分別して管理・保管することを言います。なお、当社はお客様が所有する金地金については、お客様からの受託分であることを明示して保管いたしますが、かかる明示は、お客様個人別ではなくお客様全体としての明示といたします。
2. お客様は、当社が、前項の方法によって、お客様が当社で買い付けた金地金を保管・管理することを承諾するものとし、
3. お客様が当社で買付けした金地金の適切な保管のため、当社は、お客様より届け出られた氏名、住所等のお客様を特定しうる個人情報及びお客様が当社で買付けした金地金の数量情報を保管委託先業者に提供します。

第12条 (無利息)

当社は、金取引のためにお客様よりお預かりした現金について利息を付さないもの
とします。

第13条 (クーリングオフの非適用)

お客様がインターネットにより行った金地金の売買について、お客様は成立した取
引に係る売買契約の解除を請求することができないものとしてします。

第14条 (積立停止等)

1. お客様は、当社に申し出ることにより、月単位で、第9条第1項第2号に定める定額積
立取引を停止することができるものとしてします。
2. 前項の場合、お客様は定額積立取引を停止しようとする月の前々月の所定の日時ま
でに申し出るものとしてします。
3. 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる場合に、当社は積立を停止することがありま
す。
 - (1) 定額積立取引において、お客様が登録した金融機関口座から、当社が定める所定
の回数連続して定額積立取引における買付代金を引き落としできない場合
 - (2) クラウドファンディング口座とお客様が登録した金融機関口座の名義が同一では
ない場合
 - (3) その他、当社が積立設定の解除が必要と判断をしたとき
4. 前項第1号に定める回数には、取引の継続に問題があると当社が認めて、お客様が登
録した金融機関口座から定額積立取引における買付代金の引き落としを当社が行わ
なかった場合を含むものとしてします。

第15条 (再委託)

当社は、本サービスの提供に関して必要となる業務（金地金の保管を含みますが、
これに限りません。）の全部又は一部を当社の判断にて第三者（保管委託先業者を含
みますが、これに限りません。）に再委託することができるものとしてします。

第16条 (サービス内容の変更およびサービス利用の制限)

1. お客様に事前に通知することなく、金取引で提供するサービス内容を変更すること
ができるものとしてします。
2. 当社は、お客様が金取引を行うことが不相当と判断した場合には、お客様の金取引
にかかるサービスの利用を制限し、又は禁止することができるものとしてします。
3. 当社は、お客様が金取引を行うことが不相当と判断した場合には、お客様の金取引
にかかる新規取引の停止、または保有金地金の売却を行うことができるものとしてしま

す。

第17条 (譲渡禁止)

1. お客様は、当社の書面による承諾なく金取引に係る金地金の返還請求権その他本規約に基づきいかなる権利義務も第三者に譲渡し、または第三者のための担保に供することができないものとします。
2. 当社は、お客様が前項の規定に反したことによる紛議等については、責任を負わないものとします。

第18条 (免責事項)

1. 当社は、クラウドバンク利用規約第3.2条に掲げる事由（金取引に関して合理的な読み替えを行うものとします。）のほか、次に掲げる事由その他の事由により、当社の故意または重過失によらず、お客様または第三者に発生した損害（現実に発生した通常かつ直接の損害を除きます。）については、その責を負わないものとします。
 - (1) 当社が、第16条に基づきお客様の新規注文に対して制限を加えた場合による損害・損失
 - (2) 当社が、第16条第3項に基づきお客様の金地金の反対売買を行なったことにより生じた損害・損失
 - (3) 当社が提示する購入価格及び売却価格に誤りがあり、それにより取引が約定した場合の修正処理により生じた損害・損失
 - (4) お客様の届出事項について生じた疑義について当社がお客様に確認を求めた場合に、お客様がこれに応じないことにより、当社がお客様の取引注文を受け付けず若しくは執行せずまたは預り現金若しくは当社が保管する金地金を返還しなかったこと
2. 前項の規定は、同項の事由が当社の業務委託先事業者に発生した場合を含むものとします。

第19条 (準拠法)

本約款及び本約款に基づく契約は日本国の法律に準拠し、日本国の法律に従い解釈されるものとします。

第20条 (合意管轄)

お客様と当社との間の本規約に関する訴訟については、当社の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第21条 (本規約の変更)

1. 本規約は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要を生じたときは改正されることがあります。
2. 改正の内容が、お客様の権利を制限し、又は新たな義務を課すこととなる場合には、その内容を通知させていただきます。
3. 前項の通知は、改正の影響が軽微であると当社が判断する場合には、本サイトへの掲載によって代える場合があります。
4. 第 2 項の通知又は前項の掲載が行われた後、お客様から所定の期日までにご異議のお申出がない場合は、本規約の変更にご同意いただいたものとさせていただきます。

第22条 (分離独立性)

本契約のいずれかの条項が違法又は無効とされたとしても、他の条項についてその適法性又は有効性に何らの影響をも及ぼさないものとし、お客様はあらかじめこれに同意するものとします。

以上

制 定：2021年6月23日
改 定：2021年12月16日
改 定：2022年3月11日